

作業環境評価基準の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
一 土石、岩石、鉱物、金属 又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19 Q + 1}$	一 土石、岩石、鉱物、金属又 は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{0.59 Q + 1}$
<p>この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>E 管理濃度 （単位 mg/m³）</p> <p>Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 （単位 パーセント）</p>		<p>この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>E 管理濃度 （単位 mg/m³）</p> <p>Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 （単位 パーセント）</p>	
二 アクリルアミド	〇・一 mg/m ³	二 アクリルアミド	〇・三 mg/m ³
三 八 (略)	(略)	三 八 (略)	(略)
九 塩素化ビフェニル(別名P CB)	〇・〇一 mg/m ³	九 塩素化ビフェニル(別名P CB)	〇・一 mg/m ³
十 十七 (略)	(略)	十 十三 (略)	(略)
十一 十八 臭化メチル	一 ppm	十三の二 三酸化砒素	砒素として〇・〇〇三 mg/m ³
十二 十九 二十 (略)	(略)	十四 十七 (略)	(略)
十三 二十一 トリレンジイソシア ネート	(略)	十八 臭化メチル	五 ppm
		十九 二十 (略)	(略)
		二十一 トリレンジイソシア ネート	(略)

二十一の二	ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除 き、粉状の物に限る。)	m ³ ニッケルとして0.1 mg
二十二	ニッケルカルボニル	(略)
二十三	(略)	(略)
二十四	パラニトロクロル ベンゼン	(略)
二十四の二	砒素及びその化 合物(アルシン及び砒化ガ リウムを除く。)	m ³ 砒素として0.003 mg
二十五	弗化水素	0.5 ppm
二十六	クロロホルム	(略)
四十八	クロロホルム	3 ppm
四十九	シクロヘキサノン	(略)
五十九	シクロヘキサノン	20 ppm
六十	テトラヒドロフラン	(略)
六十八	テトラヒドロフラン	50 ppm
六十九	(略)	(略)
七十	トリクロルエチレン	10 ppm
七十一	トルエン	20 ppm
七十二	二硫化炭素	1 ppm
七十三	八十一 (略)	(略)

備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空气中における濃度を示す。

二十二	ニッケルカルボニル	(略)
二十三	(略)	(略)
二十四	パラニトロクロル ベンゼン	(略)
二十五	弗化水素	2 ppm
二十六	クロロホルム	(略)
四十八	クロロホルム	10 ppm
四十九	シクロヘキサノン	(略)
五十九	シクロヘキサノン	25 ppm
六十	テトラヒドロフラン	(略)
六十八	テトラヒドロフラン	200 ppm
六十九	(略)	(略)
七十	トリクロルエチレン	25 ppm
七十一	トルエン	50 ppm
七十二	二硫化炭素	10 ppm
七十三	八十一 (略)	(略)

備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空气中における濃度を示す。